

立山町電子契約実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、立山町における電子契約の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定により講ずべき措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。ただし、立山町電磁的記録取扱要綱(平成17年立山町告示第40号)に定める電子署名は除く。

(2) 電子契約書 電子署名を講じた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により作成する契約書(仮契約書、変更契約書、覚書等契約に類するものを含む。)をいう。

(3) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。

(4) 電子契約サービス サービス提供事業者(立山町の委任に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者をいう。)が立山町及び契約の相手方の指示を受けて、電子契約書に当該サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型(立会人型)電子契約サービスをいう。

(契約の締結日等の取扱い)

第3条 電子契約書に記載された契約日と契約内容に関する相互の承認が完了した日が異なる場合は、電子契約書に記載された契約日を契約の締結日とする。この場合において、当事者相互の承認が完了するまでに行われた行為は、当事者協議により当該電子契約に基づくものとして取り扱うものとする。

(電子契約書への特約書の添付)

第4条 電子契約を締結するときは、必要に応じ電子契約書の取扱いに関する特約書(別記)を電子契約書に添付するものとする。

(電子契約の利用範囲)

第5条 立山町における契約(協定、確約その他契約に類するものを含む。以下この条において同じ。)は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができる。

- (1) 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
- (2) 前号に掲げるもののほか、電子契約によることが適当でないと認められる契約

(承認者の設置)

第6条 電子契約を実施する所属(以下「担当課」という。)に承認者を置き、当該課長をもって充てる。承認者が不在のときは、当該担当課の課長補佐(課長補佐を2人以上置くとき、又は課長補佐を置かないときは、あらかじめ課長が指定する職員)を承認者とする。

(電子契約の運用管理者)

第7条 電子契約サービスの運営及び管理をするため、電子契約サービス運用管理者(以下「運用管理者」という。)を置き、総務課長をもって充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持し、これを管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、効率的に運用し、及び適正に管理すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、電子契約サービスの適正な運用を図るために必要なこと。

(アカウント等の取扱い)

第8条 アカウント(電子契約サービスに接続するための権利をいう。以下同じ。)は、運用管理者が設定し、担当課に付与する。

2 アカウントの変更は、運用管理者が行う。

3 アカウントの取扱いは、担当課が行う。

4 電子契約サービスに接続するために必要なパスワードの管理、設定及び変更は、担当課が行う。

5 担当課は、パスワードを所属外に知られないよう厳重に管理しなければならない。

(電子契約によることの意味確認)

第9条 町長は、あらかじめ指定する方法により、契約の相手方が電子契約サービスを利用した契約を締結する意思があることを確認するものとする。

(他の定め解釈)

第10条 町長その他の立山町の機関の定める条例、規則、要綱等の規定における契約又は契約書等については、電子契約又は電子契約書を含むものとする。ただし、当該規定に別段の定めがある場合又は電子契約若しくは電子契約書を含めて解釈することが当該規定の性質上適切でない場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和8年3月1日から施行する。

別記(第4条関係)

電子契約書の取扱いに関する特約書

(総則)

第1条 この特約書は、この特約書が添付される電子契約(協定、確約その他契約に類するものを含む。以下同じ。)書と一体となす。

(用語の定義)

第2条 この特約書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発注者等 立山町(町長その他の立山町の機関を含む。)をいう。
- (2) 受注者等 立山町との電子契約の相手方をいう。また、受注者等が共同企業体であるときは、その構成員全てを含む。
- (3) タイムスタンプ 電子契約サービス提供事業者が電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。

(電子契約書の取扱い)

第3条 電子契約書の取扱いについては、電子契約書上の規定に関わらず、この特約を優先する。

- (1) 電子契約書は、電磁的記録により作成するとともに、発注者等及び受注者等がそれぞれ承認し電子署名を行うものとする。
- (2) 前号の規定により作成された電子契約書については、電子契約サービスのクラウド上に保存することとし、発注者等及び受注者等がそれぞれ保有するものとする。

(契約の効力)

第4条 この契約は、電子契約サービス上における相互の承認が完了した際のタイムスタンプの日付に関わらず、電子契約書に記載された契約日から効力を有するものとする。